

No.
36

の情報

ごみステーション！

問環境センター☎(23)0022

分別・指定ごみ袋について知っておこう

4月は異動・転勤といった転入出の時期です。新しく土別に転入された方は、ごみに関する本市のルールを、ホームページやしふ暮らしナビの「分別事典」で確認して出しましょう。

今年最初の 剪定枝収集です

▼4月19日(水)→朝日地区
 ▼4月20日(木)→土別市街地区
 ▼4月27日(木)→温根別・西土別・学田・南土別・武徳・下土別・北町
 ▼4月28日(金)→上土別・中土別・川西・多寄地区

剪定枝の出し方

▼太さ20センチ未満のものを、長さ60センチ未満に切りそろえ、ひもで束ねてください。
 ▼針金や番線などの硬いもので束ねないでください。
 ▼一度に出せる量は1束までです。
 ▼葉がついていても収集します。

環境センターを 臨時開場します

30
4月9日(日)午前9時から午前11時
分まで臨時開場します。

持ち込むるごみは、家庭系粗大ごみだけで有料です。

*一般・資源ごみ・生ごみ・事業系ごみは持ち込めません。

*ご注意ください。
※料金の支払いは、「スマホ決済アプリ」が利用できます。

粗大ごみの申し込み 数量が変わります

現在、粗大ごみの申し込みは6品目までとし、同じ品目は、数量を問わず受け付けていますが、片付けや引っ越しなどの「一時多量ごみ」と思われる申し込みが非常に多い状況です。

このため、令和5年度からは「申し込み数量を6品（6個）まで」に変更します。

《例》座布団10枚の場合
申し込めるのは6枚まで。他の品目を出すことはできません。

衛生ごみ袋支給 忘れずに申請を

社会的配慮が必要な世帯に対し、
指定の衛生ごみ袋を支給します。対象となる世帯は、忘れずに申請しま

しょう。
 ①3歳児未満の子どもがいる世帯
 ②ストマ装具の給付世帯
 ③紙おむつの給付世帯
 ④身体障がい者手帳の1・2級の交付を受けていて、障がい区分が下肢・体幹に該当し、現に紙おむつやストマ装具・集尿袋などの装具を利用している世帯



ダメ！ポイ捨て

雪解け後の空き地や道路など、たばこの吸い殻や空き缶、ペットの糞などが目立ちます。

ごみのポイ捨ては、不法投棄と同じ「犯罪」ですので、絶対にしないでください。

※道路敷地などの公共用地で拾ったごみは、環境センターへ事前連絡し、「透明または半透明のごみ袋」に入れて、「道路ごみ」と分かるように出してください。（マジックで書く、張り紙をするなど）
事前連絡がないと収集できません。ご協力を願います。